

西米良村指名競争入札参加心得

(目的)

第1条 この心得は、建設工事の請負契約（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る設計、調査、測量等の委託契約（以下「委託契約」という。）、物品の購入、物品の借入れその他の契約の締結について、西米良村（以下「村」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項及び事務取扱いについて定めるものとする。

(指名の通知)

第2条 村から入札指名通知の連絡を受けた者は、入札前日までに指名入札通知書（以下「指名通知書」という。）及び設計書、図面並びに仕様書等（以下「設計図書」という。）を受理しなければならない。また、村から通常の方法でかつ再三による連絡に対し、入札前日までに受理できないとき、又は入札前日までに指名通知書を受理しないときは、その指名は有効とし、その者の入札は不参加扱いとする。

(指名の取消)

第3条 入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札参加の資格は、これを取り消すものとする。

(入札参加の制限)

第4条 西米良村建設工事等の指名競争入札参加者の資格・指名基準等に関する要項（以下「要項」という。）に定める指名回避に該当し、指名停止等の措置を受けている者は、その期間において入札に参加することができない。

2 入札の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、要項により指名停止等を受けた場合又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けた場合は、その入札参加の資格を取り消すことができる。

(暴力団等に関する事項)

第5条 入札の参加者及び下請業者が、西米良村暴力団排除条例に規定する暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として警察から通報があった者、若しくは警察が確認した者をいう。）であった場合には、入札参加の資格を取り消すものとする。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、村から指示された設計図書その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 前項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札書記載金額)

第7条 前条第2項において、入札参加者は消費税課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（以下「入札書記載金額」という。）を入札書に記載しなければならない。

2 前項における入札書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、申し込みに係る価格とする。ただし、単価契約入札においては、その端数処理は行わないものとする。

(入札)

第8条 入札参加者は、必要な事項を記載し、記名押印した入札書を、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により入札箱に投入しなければならない。

2 入札執行時間に入札会場内に入場していない者は、失格とする。

3 入札に参加する人数は、1社につき1人とする。ただし、特別の理由があると入札執行者が認める場合は、1社につき2人を限度として参加できるものとする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札開始までに委任状を提出しなければならない。この場合において、委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ提出するものとする。

5 郵便による入札は認めない。ただし、特に指示のあった場合は除く。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札参加者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札保証金)

第10条 入札参加者は、当該入札前にその見積る契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指名通知書において、入札保証金の納付を免除とされたときは、その納付を要しない。

(入札の辞退)

第11条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行の前には、入札辞退届を総務企画課に直接持参して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

3 入札辞退届を提出した者は、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

3 入札執行者は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(入札の成立)

第13条 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しない。

(入札の取りやめ等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者の立ち会いのうえ行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない村職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第16条 次の各号の一に該当する場合は当該入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札

(4) 記名押印を欠く入札(代表者印は登録印、代理人印は認印可)

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、最低制限価格又は低入札調査価格を設けたときは次の各号による。

- (1) 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を下回った入札は無効とし、予定価格の制限内で最低制限価格以上の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 低入札調査価格を設けたときは、低入札調査価格を下回る入札が行われた場合に落札者の決定を保留し、直ちに低入札者を契約の相手方とすることの適否を調査する。その結果、契約の履行確保を認めた場合は、当該低入札者を落札者とする。

(再度の入札)

第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。

- 2 入札執行回数は、初度の入札及び再入札を合わせて3回とする。
- 3 1回目の最低入札金額を公表することとし、2回目の入札で1回目の公表額以上で入札した者は3回目の入札資格を失うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第19条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第20条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、落札者がなく村が別に定める基準により随意契約に該当する入札者があった場合は、その旨を口頭で知らせる。

(落札金額)

第21条 落札金額は、第7条第1項における入札書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額とし、1円未満の端数があるときは、第7条第2項における端数処理の方法を適用させる。

(契約の締結)

第22条 落札者は、第17条の通知を受けてから7日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。

(契約保証金等)

第23条 落札者は、1件の契約金額が100万円以上の建設工事の請負契約においては、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は西米良村財務規則第120条に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部が免除された場合は、この限りでない。

(契約保証金等の還付)

第24条 契約保証金等は、当該契約の検査終了後、目的物の引き渡しがあったときに還付する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第25条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)の定めるところにより、議会の議決に付すべきものについては、入札において落札者が決定したときに遅滞なく仮契約書を取りかわすものとする。

2 前項の場合において、議会の議決を得たときは、前項に規定する仮契約書を本契約書とみなすものとする。

(前払金)

第26条 1件の契約金額が100万円以上の建設工事又は委託契約において、前払金の請求をするときは、契約者は、前払金保証事業会社の保証証書を添えて、請求しなければならない。

2 前項の場合における、前払金の割合は、建設工事については契約金額の4割以内とし、委託契約については契約金額の3割以内とする。

3 建設工事のうち、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、契約金額の2割に相当する金額を中間前払することができる。ただし、中間前払をした後の前払金の合計額が契約金額の6割を超えてはならないものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(建設業退職金共済制度への加入)

第27条 村が発注する建設工事を受注し工事請負契約を締結する際は、建設業退職金共済制度への加入に努め、制度の対象となる労働者を使用する場合には、証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書(写)を提出するものとする。

(異議の申立)

第28条 入札をした者は、入札後、この心得、設計図書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第29条 この心得に定めのない事項については、関係法令及び西米良村財務規則に定めるところによる。

附則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。